教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年6月24日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第9号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(平成元年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

後

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 (普通免許状の授与等の申請)

第3条 免許法第5条第1項並びに免許法附則第8項及び第12項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者については、誓約書の提出を要しない(第4条、第6条及び第7条の場合においても同様とする。)。

(1)~(6) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

<u>5</u> (略)

6 (略)

7 免許法<u>第16条第1項</u>、第16条の3、第16条の4 並びに第17条の規定による教員資格認定試験に合 格した者で、普通免許状の授与を受けようとする 者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提 出しなければならない。

 $(1) \sim (5)$ (略)

8 (略)

(特別免許状の検定授与の申請)

(普通免許状の授与等の申請)

第3条 免許法第5条第1項<u>及び第2項</u>並びに免許 法附則第8項及び第12項の規定による普通免許状 の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第 3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定 めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類 を県教育委員会に提出しなければならない。ただ し、現に新潟県において教員として勤務する者に ついては、誓約書の提出を要しない。(第4条、第 6条及び第7条の場合においても同様とする。)。 (1)~(6) (略)

前

 $2 \sim 4$ (略)

5 免許法第5条第2項の規定による免許状の授与 を受けようとする者は、第1項に掲げる書類のほ か、免許状更新講習(免許法第9条の3第1項に 規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課 程の修了に関する証明書を、第16条の2第2項の 規定による免許状の授与を受けようとする者は、 第8項に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課 程の修了に関する証明書を県教育委員会に提出し なければならない。

<u>6</u> (略)

7 (略)

8 免許法<u>第16条の2第1項及び第2項</u>、第16条の 3、第16条の4並びに第17条の規定による教員資格認定試験に合格した者で、普通免許状の授与を 受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県 教育委員会に提出しなければならない。

(1) \sim (5) (略)

9 (略)

(特別免許状の検定授与の申請)

第5条 免許法第5条第2項の規定による特別免許 │第5条 免許法第5条第3項の規定による特別免許 状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に 掲げる書類を県教育委員会に提出しなければなら

(1)~(10) (略)

2 (略)

(臨時免許状の検定授与等の申請)

第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、第5 条第5項、第17条、第18条、同法附則第7項、昭 和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項並び に施行法第2条の規定による臨時免許状の検定授 与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3 項の規定による免許状の新教育領域の追加の定め を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を 県教育委員会に提出しなければならない。

(1) • (2) (略)

2 (略)

第8条 (略)

第9条及び第10条 削除

状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に 掲げる書類を県教育委員会に提出しなければなら ない。

(1)~(10) (略)

2 (略)

(臨時免許状の検定授与等の申請)

第6条 免許法第4条の2第1項及び第2項、第5 条第6項、第17条第1項、第18条、同法附則第7 項、昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21 項並びに施行法第2条の規定による臨時免許状の 検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の 2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加 の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる 書類を県教育委員会に提出しなければならない。

(1) • (2) (略)

2 (略)

第8条 (略)

(普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新等 の申請)

- 第9条 免許法第9条の2第1項の規定による普通 免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けよ うとする者(次項に規定する者を除く。)は、次の 各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 有効期間更新申請書(別記第27号様式)
 - (2) 免許状を所持することに関する次の証明書の うち必要なもの
 - ア 有することを必要とする免許状の写し
 - イ 免許状の授与証明書
 - ウ 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明
- (3) 免許状更新講習の課程の修了に関する証明書 2 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許 状又は特別免許状の有効期間の更新(免許状更新 講習の受講免除によるものに限る。)を受けようと する者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会 に提出しなければならない。
 - (1) 有効期間更新申請書(免許状更新講習の受講 免除によるもの)(別記第28号様式)
 - (2) 免許状を所持することに関する次の証明書の うち必要なもの
 - ア 有することを必要とする免許状の写し
 - イ 免許状の授与証明書
 - ウ 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明

書

- 3 免許法第9条の2第5項の規定による普通免許 <u>状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようと</u> <u>する者は、次の各号に掲げる書類を</u>果教育委員会 に提出しなければならない。
 - (1) 有効期間延長申請書(別記第29号様式)
 - (2) 免許状を所持することに関する次の証明書の うち必要なもの
 - ア 有することを必要とする免許状の写し
 - <u>イ</u> 免許状の授与証明書
 - <u>ウ</u> 有効期間更新証明書又は有効期間延長証明 書
 - <u>(旧免許状所持現職教員更新講習修了確認等の申</u> 請)
- 第10条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定に よる更新講習修了確認を受けようとする者は、次 の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなけ ればならない。
 - (1) 更新講習修了確認申請書(別記第30号様式)
 - (2) <u>免許状を所持することに関する次の証明書の</u>うち必要なもの
 - ア 有することを必要とする免許状の写し
 - イ 免許状の授与証明書
 - ウ 更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書
 - (3) 免許状更新講習の課程の修了に関する証明書
- 2 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定 による同号に規定する期間内にあることについて の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる 書類を県教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部 を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第 2条第3項第3号の確認申請書(別記第31号様 式)
 - (2) 免許状を所持することに関する次の証明書の うち必要なもの
 - ア 有することを必要とする免許状の写し
 - イ 免許状の授与証明書
 - ウ 更新講習修了確認証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第 3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書 又は免許状更新講習免除証明書
 - (3) 免許状更新講習の課程の修了に関する証明書
- 3 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による 修了確認期限の延期を受けようとする者は、次の 各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなけれ

(その他の書類の提出)

書類のほか必要と認める書類の提出を求めること ができる。

(免許状を要しない非常勤の講師の届出)

第19条 免許法第3条の2の規定により、免許状を 有しない非常勤の講師を任命又は雇用しようとす る者は、任命又は雇用しようとする者ごとに、非 常勤講師の任命(雇用)届出書(別記第17号様式) により、県教育委員会に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第24条 免許状に関する書類の保存期間は、次のと おりとする。

(1) \sim (3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 前各号の事項に関する主なる公文書 3年

ばならない。

- (1) 修了確認期限延期申請書(別記第32号様式)
- (2) 免許状を所持することに関する次の証明書の うち必要なもの
 - ア 有することを必要とする免許状の写し
 - <u>イ</u> 免許状の授与証明書
 - ウ 更新講習修了確認証明書、教育職員免許法 及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第 3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書 又は免許状更新講習免除証明書
- 4 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による 免許状更新講習の免除認定を受けようとする者は、 次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しな ければならない。
 - (1) 免許状更新講習免除申請書(別記第33号様式)
 - (2) 免許状を所持することに関する次の証明書の うち必要なもの
 - ア 有することを必要とする免許状の写し
 - イ 免許状の授与証明書
 - <u>ウ</u> 更新講習修了確認証明書、教育職員免許法 及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第 3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書 又は免許状更新講習免除証明書

(その他の書類の提出)

第11条 県教育委員会は、第4条から第8条までの | 第11条 県教育委員会は、第4条から前条までの書 類のほか必要と認める書類の提出を求めることが できる。

(免許状を要しない非常勤の講師の届出)

第19条 免許法第3条の2の規定により、免許状を 有しない非常勤の講師を任命又は雇用しようとす る者は、あらかじめ、任命又は雇用しようとする 者ごとに、非常勤講師の任命(雇用)届出書(別 記第17号様式)により、県教育委員会に届け出な ければならない。

(書類の保存期間)

第24条 免許状に関する書類の保存期間は、次のと おりとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新 及び旧免許状所持現職教員更新講習修了確認等 に関する申請書類 10年

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 前第7号までの事項に関する主なる公文書

3年

別記

第27号様式 (第9条関係)

有効期間更新申請書

(略)

第28号様式 (第9条関係)

有効期間更新申請書(免許状更新講習の受講免除に よるもの)

(略)

第29号様式 (第9条関係)

有効期間延長申請書

(略)

第30号様式 (第10条関係)

更新講習修了確認申請書

(略)

第31号様式 (第10条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正 する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項 第3号の確認申請書

(略)

第32号様式 (第10条関係)

修了確認期限延期申請書

(略)

第33号様式 (第10条関係)

免許状更新講習免除申請書

(略)

附則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。